

# かけはし

第51号 (平成30年7月2日)



日本年金機構

Japan Pension Service

編集責任者 事業推進統括部

部長 菅野 恵文

機構ホームページ

日本年金機構

検索

<http://www.nenkin.go.jp/>

## はじめに

じめじめした梅雨の時期も過ぎ、日差しがまぶしい、本格的な夏がやってきました。室内でも熱中症になってしまう方も多いようです。小まめな水分補給を心掛け、この夏も元気に乗り切りましょう！

さて、本号では、5年後納制度の終了に伴うお知らせ文書や20歳到達者への届出勧奨に同封のリーフレットについて、様式を掲載しています。また、障害年金講座では、窓口点検時に早速活用いただけるよう留意点をまとめて掲載していますので、是非ご覧ください。

市区町村の皆様方には、引き続きご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

### 【目次】

- はじめに
- 障害年金講座
- 機構からの連絡
- 広報の広場
- 地域の独自情報
- 編集後記

## 障害年金講座

第4回!

障害年金センター

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での留意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

さて、今回のテーマは、

障害基礎年金 受付点検の留意点

です！

# 障害基礎年金 受付点検の留意点

年金請求書の記入項目の点検について、特に注意していただきたいポイントは、以下のとおりです。各項目記入漏れ等のないよう確認をお願いします。

「基礎年金番号」だけでなく「**個人番号**」の記入でも請求可能です。

フリガナが一致しているか。

受付印を押印。  
再受付の場合は、余白に改めて押印。

様式第107号

## 年金請求書 (国民年金障害基礎年金)

●  のなかに必要事項をご記入ください。  
 (★★印欄には、なにも記入しないでください。)  
 ●黒インクのボールペンで記入してください。  
 ●フリガナはカタカナで記入ください。  
 ●請求者が自ら署名する場合は、押印は不要です。

●欄に個人番号をご記入ください。  
 (※基礎年金番号「10桁」で届出する場合は左詰めで記入ください。)

●欄に個人番号をご記入ください。  
 (※基礎年金番号「10桁」で届出する場合は左詰めで記入ください。)

郵便番号を記入しているか。

「郡」に該当する場合は、「郡」から記入しているか。

請求者自ら署名する場合は、押印不要。  
(代理人等が記入した場合は、押印が必要。)

住所やアパート名などのフリガナを記入しているか。

①欄を記入していない方は、次のことにお答えください。(記入した方は回答の必要はありません。)  
 過去に厚生年金保険、国民年金または船員保険に加入したことがありますか。○で囲んでください。  
 「ある」と答えた方は、加入していた制度の年金手帳の記号番号をご記入ください。

厚生年金保険	国民年金	
船員保険		

次のいずれかが必要です。

- ① 預金通帳のコピー (口座名義人のフリガナ、預金種別、口座番号が確認できるページ) を添付
- ② 金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄へ「確認した旨の表示」+「市区町村窓口確認者の私印」
- ③ 金融機関の証明

ゆうちょ銀行の場合  
※本誌5頁の記入例を参照

○下記の加算額の対象者欄記入について  
 配偶者が「児童扶養手当」をうけており、障害年金の決定後に下の加算へ移行することを希望する場合のみ「障害基礎年金」の加算請求に係る確認書をご確認のうえご記入ください。

加算額の対象者	氏名	生年月日	障害の状態	診	連絡欄
○	(フリガナ) (氏名)	平7年 月 日	障害の状態に ある・ない	◆	
	(フリガナ) (氏名)	平7年 月 日	障害の状態に ある・ない	◆	X 給 有
	(フリガナ) (氏名)	平7年 月 日	障害の状態に ある・ない	◆	X 給 有

生計を同じくする①②の子がいる場合、記入しているか。  
 ① 18歳未満の子 (18歳を過ぎて最初の3月末までの子)  
 ② 障害のある20歳未満の子 (診断書の添付が必要)

いずれかに○があるか。

請求手続き中の場合も記入しているか。

① あなたは、現在、公的年金制度等（表1参照）から年金を受けていますか。○で囲んでください。

1. 受けている 2. 受けていない 3. 請求中

制度名（共済組合名等）

年金の種類

受けていると答えた方は下欄に必要事項をご記入ください（年月日は支給を受けることになった年月日をご記入ください）。

制度名（共済組合名等）	年金の種類	年 月 日	年金証書の年金コードまたは記号番号等
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	

「年金の種類」とは、老齢または退職、障害、遺族をいいます。

（フナゴケ）		生年月日	基礎年金番号
氏 名			

③④ 年金コードまたは共済組合コード・年金種別			
1			
2			
3			
⑤⑦ 他年金種別			

配偶者がいる場合は、年金受給の有無に関係なく記入しているか。

ご 注 意

配偶者が受給している年金の加給年金額の対象となっている場合、あなたが障害者基礎年金を受けられるようになったときは、受給している加給年金は受けられなくなります。  
この場合は、配偶者の方より、「老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届」をお近くの年金事務所または街角の年金相談センターへ提出していただく必要があります。

③⑧ 上・外 上 1 外 2	③⑨ 初診年月日 元号 年 月 日	④⑩ 障害認定日 元号 年 月 日	④⑪ 傷病名コード	④⑫ 診断書	④⑬ 等級	④⑭ 有	④⑮ 有	④⑯ 有	④⑰ 有	④⑱ 有	④⑲ 有	④⑳ 有	④㉑ 有	④㉒ 有	④㉓ 有	④㉔ 有	④㉕ 有	④㉖ 有	④㉗ 有	④㉘ 有	④㉙ 有	④㉚ 有	④㉛ 有	④㉜ 有	④㉝ 有	④㉞ 有	④㉟ 有	④㊱ 有	④㊲ 有	④㊳ 有	④㊴ 有	④㊵ 有	④㊶ 有	④㊷ 有	④㊸ 有	④㊹ 有	④㊺ 有	④㊻ 有	④㊼ 有	④㊽ 有	④㊾ 有	④㊿ 有
④⑲ 受給権発生年月日 元号 年 月 日	④㉑ 停止期間 元号 年 月 日	④㉒ 条 文	④㉓ 失権事由	④㉔ 失権年月日 元号 年 月 日																																						
④⑳ 共済コード		共 済 記 録 1												2																												
		3												4																												
		5												6																												
		7												8																												
		9																																								

⑤①	
時効区分	

日本年金機構使用欄

★ 市区町村 からの 連絡事項	未納保険料 の納付	有 昭和・平成 無 昭和・平成	年 月分から 年 月分まで	差額保険料の 未納分の納付	有 昭和・平成 無 昭和・平成	年 月分から 年 月分まで
	保険料の追納	有 昭和・平成 無 昭和・平成	年 月分から 年 月分まで	検認票の添付	有 ・ 無	



# 「ゆうちょ銀行」を振込先とする場合の記入例

記入例①

13 年金受取機関		(フリガナ)	ネンキン		タロウ	
1. 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く) ゆうちょ銀行(郵便局)		口座名義人氏名	(氏)	年金		(名)
2. 金融機関 ゆうちょ銀行				太郎		
年金送付先	14 金融機関コード	16 支店コード	(フリガナ)	銀行 信金 信農 信漁 信協	(フリガナ)	17 預金種別
						1. 普通 2. 当座
18 預金通帳の口座番号		記号(左詰めで記入)		番号(右詰めで記入)		金融機関またはゆうちょ銀行の証明
ゆうちょ銀行		10120-		10123451		*通帳等の写し(金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、口座番号の面)を添付する場合、証明は不要です。 *請求者の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることを確認してください。 *貯蓄預金口座又は貯蓄貯金口座への振込みはできません。
15 振込コード		100896		*口座をお持ちでない方や口座でのお受取が困難な事情がある方は、お受取り方法について、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。		印

記号	番号
10120	10123451

おなまえ \_\_\_\_\_

ネンキン タロウ 様

株式会社 ゆうちょ銀行  
(金融機関コード: 9900)

印紙税申告納付につき〇〇  
税務署承認済

通帳とお届け印とは、別々に保管してください

記入例②

13 年金受取機関		(フリガナ)	ネンキン		ハナコ	
1. 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く) ゆうちょ銀行(郵便局)		口座名義人氏名	(氏)	年金		(名)
2. 金融機関 ゆうちょ銀行				花子		
年金送付先	14 金融機関コード	16 支店コード	(フリガナ)	銀行 信金 信農 信漁 信協	(フリガナ)	17 預金種別
						1. 普通 2. 当座
18 預金通帳の口座番号		記号(左詰めで記入)		番号(右詰めで記入)		金融機関またはゆうちょ銀行の証明
ゆうちょ銀行		19000-2		7654321		*通帳等の写し(金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、口座番号の面)を添付する場合、証明は不要です。 *請求者の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることを確認してください。 *貯蓄預金口座又は貯蓄貯金口座への振込みはできません。
15 振込コード		100896		*口座をお持ちでない方や口座でのお受取が困難な事情がある方は、お受取り方法について、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。		印

記号	番号
19000-2	7654321

おなまえ \_\_\_\_\_

ネンキン ハナコ 様

株式会社 ゆうちょ銀行  
(金融機関コード: 9900)

印紙税申告納付につき〇〇  
税務署承認済

通帳とお届け印とは、別々に保管してください

ゆうちょ銀行の通帳記号に枝番(ハイフンに引き続く数字)がある場合のみ記入。

## 機構からの連絡

### 平成30年度における各種取組事業のスケジュールについて (事業推進統括部 市区町村連携グループ)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

平成30年度(平成30年7月から平成31年3月)に、日本年金機構において実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

( ●…毎年定例の実施分      ●…今回限りの単発実施分      ●…新規の実施分 )

#### 平成30年7月

- 国民年金保険料の継続免除制度の改正の施行  
→ 詳細は、本誌8頁～9頁をご確認ください。
- 国民年金保険料納付書の送付(7月定時分・過年度分)
- 5年後納制度のお知らせの送付  
→ 詳細は、本誌11頁～13頁をご確認ください。
- 受給資格期間の短縮にかかる年金請求書未提出者へのお知らせハガキの送付

#### 平成30年8月

- 5年後納制度のお知らせの送付  
→ 詳細は、本誌11頁～13頁をご確認ください。

#### 平成30年9月

- 平成31年分扶養親族等申告書の送付
- 国民年金保険料の5年後納制度終了(9月末)



## 平成30年10月

- 国民年金保険料特定付加保険料制度のお知らせの送付

## 平成30年11月

- 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の送付
- ねんきん月間・年金の日（11月30日）
- 国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）の送付

## 平成30年12月

- 年末収納対策用納付書の送付

## 平成31年1月

- 国民年金保険料について、インターネット上でクレジットカード決済ができるサービスの開始
- 口座振替利用促進の勧奨の実施
- 平成30年分公的年金等の源泉徴収票の送付（年次分）

## 平成31年2月

- 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の送付
- 国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）の送付

## 平成31年3月

- 国民年金の特定付加保険料制度終了（3月末）
- 年度末収納対策用納付書の送付



## 申請全額免除等の継続申請にかかる取扱いが改正されます

(国民年金部)

### 概要

平成30年7月1日から日本年金機構において、納付猶予に該当する被保険者が、翌年度以降に全額免除に該当することが把握できる場合（納付猶予の継続承認を受けた被保険者から翌年度以降は全額免除を優先して審査することを希望する意思表示があった場合のみ）は、申請書等の提出を省略できるよう改正されます。

※平成30年7月から国民年金保険料免除・納付猶予申請書の様式を変更したうえで、平成31年7月以降の継続免除の審査時以降実施されます。

なお、平成30年7月の継続免除の審査は、従前のおりとなりますので、ご留意願います。

### 対象者

下記のとおりです。



1

法第90条第1項の規定による免除（審査の対象となる被保険者、世帯主又は配偶者のいずれもが、同項第1号、第3号又は第4号のいずれかに該当することにより承認される場合に限る。）該当者。

2

国民年金法の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）附則第19条第2項の規定及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成26年法律第64号）第14条第1項の規定による納付猶予（審査の対象となる被保険者又は配偶者のいずれもが、それぞれ同項第1号又は第2号において規定する国民年金法第90条第1項第3号若しくは第4号のいずれかに該当することにより承認される場合に限る。）該当者。

## 次年度以降に全額免除の審査を希望する場合の手続き方法等

国民年金保険料免除・納付猶予申請書の⑭継続希望区分の「1.」で「はい」を選択した方が、「2.」でも「はい」を選択して申請を行った場合で、納付猶予が承認された場合には、翌年度以降の継続審査を行う際に、全額免除の審査を優先して行い、該当した場合には全額免除の承認を行います。

また、全額免除に該当しなかった場合には、納付猶予の審査を行い、該当した場合には納付猶予の承認を行います。納付猶予にも該当しなかった場合には却下となります。  
※一度、全額免除が承認になった方に対しては、翌年度以降は全額免除のみの審査を行なうこととなります。そのため、全額免除に該当しなかった場合には、却下となります。  
納付猶予の審査を希望される場合は、あらためて申請を行う必要があります。

⑭ 継続希望 区分	1. 「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。(はい・いいえ) 2. 1で「はい」と回答した方に伺います。納付猶予が承認された次の年度において全額免除の審査基準に該当する場合、その年度以降は全額免除を希望しますか。(はい・いいえ)
⑮ 備考	

## 旧帳票で提出があった場合

お客様から旧帳票で提出された場合で、継続免除を希望するお客様から「免除・納付猶予申請書」を受け付けたときは、「⑭継続希望区分」の「2.」の内容の確認を行い、確認の結果について、備考欄に記載してください。

【記載例】

⑮ 備考	『⑭「2.」はい』又は『⑭「2.」いいえ』等
---------	------------------------

## 意思確認書の送付及び送付スケジュール

制度施行時に、納付猶予が継続承認されている方に対して、平成31年7月の継続免除審査で全額免除を優先して審査することを希望するかの意思確認書の送付を行います。

※意思確認書の提出がない場合は、従来どおり納付猶予のみ審査を行います。

<実施時期>

平成31年1月頃（予定）

## 年金相談の予約受付専用電話の開設のお知らせ

(相談・サービス推進部)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

日本年金機構では、年金の相談やお手続きの際にお客様をお待たせしないため、平成28年10月から全国の年金事務所で相談予約を開始しました。

現在では約6割のお客様に相談予約をご利用いただいております。

今回、ご予約のお電話がつながりやすくなるよう、相談予約の受付専用電話番号を新たに開設しました。

是非、住民の皆様へご利用いただきますようご案内をお願いいたします。

予約受付専用番号	ゴ ヨ ヤ ク ラ <b>0570-05-4890</b> (ナビダイヤル)
受付時間	8:30~17:15 (土日祝日及び年末年始を除く)

※予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。

※ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。

※お近くの年金事務所でも受付しています。

年金相談・お手続きの際は

## 予約相談

をご利用ください。



### ご予約いただくと…

- ① お客様のご都合にあわせて、スムーズに相談できます！
- ② 相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します！

### 予約相談の実施時間帯

8:30~18:00 (月曜日)

8:30~16:00 (火~金曜日)

9:30~15:00 (第2土曜日)

\* 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に18:00まで予約相談を実施しています。

## 5年後納制度の終了に伴いお知らせをお送りします

(事業推進統括部)

平成27年10月1日から、「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」に基づき、過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる後納制度が施行されました。

この制度は、国民年金保険料の納付機会の拡大を図り、無年金・低年金を防止することを目的として、平成27年10月1日から平成30年9月30日までの3年間に限り、納め忘れた国民年金保険料を納めることができる制度です。

後納制度が平成30年9月30日で終了することから、より多くの方に当該制度を周知し利用を促進するため、後納可能な未納期間を有する全ての対象者にお知らせをお送りすることとしています。

お知らせの様式は、本誌12頁～13頁をご覧ください。

### ◆ お知らせの送付対象者および送付時期

送付対象者	送付時期	送付件数
平成25年8月から平成28年4月に国民年金保険料の未納期間を有する方	平成30年7月20日から8月10日 (6回に分けて発送)	約600万件

### ◆ お問い合わせ先

後納制度に関するお客様からのお問い合わせは、下記『ねんきん加入者ダイヤル』をご案内ください。

- ・問い合わせ先の名称 **ねんきん加入者ダイヤル**
- ・電話番号 **0570-003-004** (ナビダイヤル)  
050から始まる電話でおかけになる場合は  
(東京) 03-6630-2525

〈受付時間〉

- 月～金曜日 午前8:30～午後7:00
  - 第2土曜日 午前9:00～午後5:00
  - ・ 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
- \* ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。
- \* 「(東京)03-6630-2525」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- \* 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。





# 国民年金保険料の納め忘れがある方へ

後納制度の利用期限は平成30年9月30日まで

## 1. 後納により得られるメリット

### ① 将来受け取る年金が増額します

1カ月分の後納保険料の納付で増額する老齢基礎年金額の見込み

$$779,300円（※1） \quad = \quad 約1,624円（年額）$$

480カ月（40年×12カ月）

※1:平成30年度の老齢基礎年金額 779,300円（満額）

(例) 12カ月分の後納保険料を納付した場合  
1,624円×12カ月=約19,480円（年額）

## 2. 後納可能月数・後納制度の利用期限

### ① 平成25年8月～平成28年4月の後納可能月数

年度	保険料月額	後納可能月数
平成25年度	15,580円	2
平成26年度	15,590円	0
平成27年度	15,760円	12
平成28年度	16,260円	1
合計	—	15

- 平成30年●月●日現在のデータで作成しています。表示している月数以外にも後納可能月がある場合があります。
- 480月を超える納付はできません。
- 後納可能月数のうち、一部の月のみ納付も可能です。

## 3. 後納保険料の納付には手続きが必要です

- ◆5年後納制度を利用するには、「国民年金後納保険料納付申込書」の提出が必要です。
- ◆既に申込みされた期間は、申込書の提出は不要です。

照会番号 999 999 999 999  
作成年月日 平成30年●月●日

### ② 年金を受け取れる可能性があります

老齢年金の受給には、保険料を納付した期間、免除された期間合算対象期間（※2）の合計が25年必要でしたが、平成29年8月から10年に短縮されました。

※2:合算対象期間…年金額には反映されないが、受給資格期間に算入できる期間（昭和61年3月までの間で厚生年金等の加入者の配偶者であった期間等）

### ② 後納制度の利用期限

- ◆国民年金保険料は納付期限から2年を過ぎると時効となり納付ができません。
- ◆過去5年以内の期間に納め忘れた保険料を納付できる「5年後納制度」が平成27年10月から開始されました。

後納の手続き	平成30年9月28日（金）まで <sup>(※3)</sup>
保険料の納付	平成30年9月30日（日）まで

※3:納付書を交付しますので、手続きはお早めにお願います。

- ◆ご希望の方は、裏面の「ねんきん加入者ダイヤル」へご連絡または、最寄りの年金事務所へこのページをご持参ください。
- ◆申込書は日本年金機構のホームページでも入手できます。

## 20歳到達の方へ「ねんきんネット」のアクセスキー通知を送付します

(事業企画部)

平成30年6月より、平成30年4月以降に新たに公的年金制度に加入された方へ「ねんきんネット」のアクセスキー通知をお送りしています。

アクセスキーがあれば、その場ですぐに「ねんきんネット」のユーザIDを取得でき、24時間いつでもご自身の年金記録を確認することができます。

また、学生納付特例申請書などの届出作成支援機能や、国民年金保険料控除証明書などの通知書再交付機能があり、大変便利です。

20歳を迎え国民年金に加入される方には、アクセスキー通知を活用した「ねんきんネット」のユーザID取得及び利用を、是非周知していただきますようお願いいたします。

### <アクセスキー通知をお送りする対象者>

- ① 20歳に到達し国民年金に加入された方(国民年金1号・3号被保険者)
- ② 20歳前に厚生年金・船員保険・共済組合の公的年金制度にはじめて加入をされた方などはじめて基礎年金番号を取得された方

### <送付時期>

- 上記①の方・・・20歳到達月の約3か月後  
 上記②の方・・・資格取得月の約2か月後



※ このアクセスキー通知を送付するのは、1人の方につき1度のみです。

20歳前の厚生年金加入等により、通知対象となった方は20歳到達による国民年金加入時には通知の送付はされませんので、ご案内の際には注意してください。

こちらに「ねんきんネット」のアクセスキーを印字しています!

**公的年金制度とねんきんネット**

公的年金制度とは、みんなが加入し支え合う制度。みんなが加入して保険料を納めることで、必要なときに生活の支えとなる「年金」を受け取る制度です。法律により加入が義務付けられています。詳しくは「国民年金・厚生年金被保険者のしおり」や日本年金機構ホームページにより、ご確認ください。

●こんなとき生活の支えになります

- 高齢になり働けなくなった
- 病気やケガで働けなくなった
- インターネットを通じて、ご自身の年金情報を手軽に確認できるサービス

ねんきんネットとは

- 生活にわたってご利用いただける様々な機能を用意しております。ご自身の年金記録をご自身で管理するツールや将来設計を受けるサービス等として、ぜひ「ねんきんネット」をご活用ください。
- 18歳の内閣に、「ねんきんネット」へすぐに登録できるお客様の「アクセスキー」をご案内しておりますので、ご利用ください!

お問い合わせ先

「ねんきん定期便・ねんきんネット」専用ダイヤル

**0570-058-555**

※各支店の電話番号の050から請求受付は  
**(東京) 03-6700-1144**

※お問い合わせの際は、所属番号、郵便番号等  
 必要な情報をお知らせください。お問い合わせ先は、  
 (受付時間) 月～金曜日 午前9時～午後5時(休業日)  
 受付時間: 午前9時～午後5時(休業日)  
 ※休日: 12月31日～1月3日は利用いただけません。

ご案内は内閣にあります。  
 矢印の方向へゆっくり見送りがてらご覧ください。  
 (おにのりしている場合は、よく見送りがてら見送ってください。)

必ず登録して! 「ねんきんネット」に登録するとできること

国民年金 厚生年金保険

●いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンで最新の年金加入状況を確認できます。

●学生納付特例(※)の申請書など、日本年金機構に提出する主な届書をパソコンで簡単に作成できます。

●今後保険料をお支払いいただくことで、将来の年金の算込額を試算できます。

※学生納付特例とは

- 学生の方で保険料を支払えないときに申請できる制度であり、承認された期間は、保険料の支払いが滞りません。年金を受け取る資格も維持されます。
- 年金は卒業後だけでなく、再入学や休学が終了したときにも受け取ることができるとして、忘れずに申請手続きを行ってください。

年金制度「ねんきん」案内で

届出人

日本年金機構 Japan Pension Service

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

アクセスキーで登録がカンタン!

「ねんきんネット」のご利用には、事前の登録(ユーザIDの取得)が必要です。下記「アクセスキー」で、簡単に登録できます。

お客様のアクセスキー 有効期間は、本誌別冊後、3か月です。

登録の流れ(日本年金機構ホームページ)

「ねんきんネット」で検索。QRコード、URLで

https://www.nenkin.go.jp/n\_net/

新規登録  
 既存登録  
 メールアドレス  
 必要事項を入力  
 確認画面の表示  
 クリックしてユーザIDを取得

●毎年1回、年金加入記録を確認していただく「ねんきん定期便」を郵送しています。郵送のほか、「ねんきんネット」の「ねんきん定期便」も用意しています。電子カード機能により、年金記録の管理・保存に便利です。

●「ねんきんネット」では、「ねんきん定期便」の活用もできます。郵送専用の紙とペーパーレス化の両方を活用し、「ねんきん定期便」のご利用と郵送停止のご登録が可能です。

QRコードから利用登録画面に簡単アクセス!

注: ユーザID取得には、基礎年金番号が必要です。



# 20歳を迎える方へ

## 国民年金 加入手続きのご案内

20歳以上60歳未満の日本国内にお住まいの方は、国民年金に加入することになっています。国民年金には、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金があります。

これは、国民年金が、年をとったとき、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みだからです。

同封の「**国民年金被保険者関係届書（申出書）**」に必要事項を記入し、**誕生日の前日から数えて14日以内に（例：4月1日が誕生日の場合は、3月31日から4月13日まで）** お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口へ提出してください（郵送も可能です）。

\*20歳になった時点で次に該当する方は、「国民年金被保険者関係届書（申出書）」の提出が不要です。

- ・厚生年金保険に加入している方。
- ・厚生年金保険に加入している配偶者に扶養されている方。（※）

※配偶者の勤務先で手続きを行いますので、20歳になったことを配偶者の勤務先に連絡してください。

●裏面に記載している注意事項のほか、下記にご注意ください。

■お届出日、氏名、被保険者との続柄を記入してください。

■「A.被保険者」欄

- ・①欄については、「個人番号」を記入してください。ただし、個人番号が不明な場合は記入不要です。基礎年金番号は、後日送付する年金手帳に記載されていますので、ご確認ください。
- ・②欄への欄を記入してください。
- ・③欄は日本国籍以外の方のみ記入してください。

■「B.届出（申出）事項」欄

- ・「④届書種類・番号」欄の「1」を○で囲んでください。
- ・「⑤該当・申出年月日」欄に20歳の誕生日の前日を記入してください。
- ・「⑥理由等」欄の該当する数字を○で囲んでください。（20歳到達時に学生の方は「0」、学生でない方は「2」を○で囲んでください。）

【個人番号（マイナンバー）により申出する際の添付書類について】

申出者本人が窓口で申出書を提出する場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。

お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください※1。

- ①マイナンバーが確認できる書類：通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し
  - ②身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど※2
- ※1 郵送で申出書を提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面、または①および②のコピーを添付してください。
- ※2 上記以外の②身元（実存）確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

## 国民年金加入手続き後の流れ

### ①基礎年金番号の記載された「年金手帳」が届きます。

年金手帳は、加入する年金制度の変更手続き（国民年金⇔厚生年金保険）や年金の請求手続きなど一生をとおして使用しますので、大切に保管してください。年金手帳に記載されている基礎年金番号は、加入する年金制度が変わっても、変更されません。

※厚生年金保険に加入している方または加入していた方、障害・遺族年金を受けとっている方または受けとっていた方は、すでに年金手帳をお持ちですので、あらためてお送りすることはありません。



### ②「国民年金保険料納付書」が届きます。

金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで保険料を納めてください。なお、保険料は現金のほか、口座振替、クレジットカード、電子納付もできます。詳しい手続き方法などについては、お早めにお近くの年金事務所へお問い合わせください。

- 1カ月あたりの保険料は、16,340円（平成30年度）です。
- 保険料は、誕生日の前日が含まれる月分から納めます。

例：4月15日生まれ → 4月14日から加入 → 4月分から納付  
 4月1日生まれ → 3月31日から加入 → 3月分から納付

- 納付書は、保険料の納付猶予等（3ページ参照）を申請した方にも届くことがあります。後日、納付猶予等の決定通知が届きますので、それまで納付書は保管してください。

### ■ 保険料は前納がお得です

口座振替、クレジットカード納付は、申し込みが必要です。

- 前納（前払い）すると、保険料が割引になりお得です。詳しくは、お早めにお近くの年金事務所にお問い合わせください。
- 口座振替の振替開始は、申出をいただいた翌月以降となります。
- インターネット銀行など一部の金融機関では、取り扱いがない場合があります。

納付方法		1カ月分	6カ月分	1年分	2年分
月々の支払の合計額		16,340円	98,040円	196,080円	393,000円（注）
前納	現金・クレジットカード支払（割引額）		97,240円 （800円）	192,600円 （3,480円）	378,580円 （14,420円）
	口座振替（割引額）	16,290円 （50円）	96,930円 （1,110円）	191,970円 （4,110円）	377,350円 （15,650円）

（注）平成30年度保険料16,340円の12カ月分と平成31年度保険料16,410円の12カ月分の合計です。

## ■ 老齢基礎年金に上乗せできる付加年金制度があります

老齢基礎年金は、支払った保険料に応じて受けとれます。  
また、保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金とあわせて付加年金を受けとれます。

\* 老齢基礎年金の年額は満額779,300円です（平成30年度）。

- 付加年金額（年額）は、「付加保険料納付月数 × 200円」です。

（例）・20歳から40年間で納める付加保険料の合計額 …… 192,000円（480月 × 400円）  
・65歳から1年間に受けとる付加年金額 …………… 96,000円（480月 × 200円）

- 付加保険料を納めるには申し込みが必要です。なお、付加保険料の納付は、申し込みをした月分からとなります（「国民年金被保険者関係届書（申出書）」にご記入いただくことで、申し込みができます）。詳しくは年金事務所へお問い合わせください。

## ■ 保険料の学生納付特例制度や納付猶予制度があります

- 学生納付特例制度

学生の方は、「学生納付特例制度」を利用できます。  
本人の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。  
なお、申請の際には、学生証などの証明するものが必要です。

- 納付猶予制度

学生以外の方は、「納付猶予制度」を利用できます。  
本人と配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

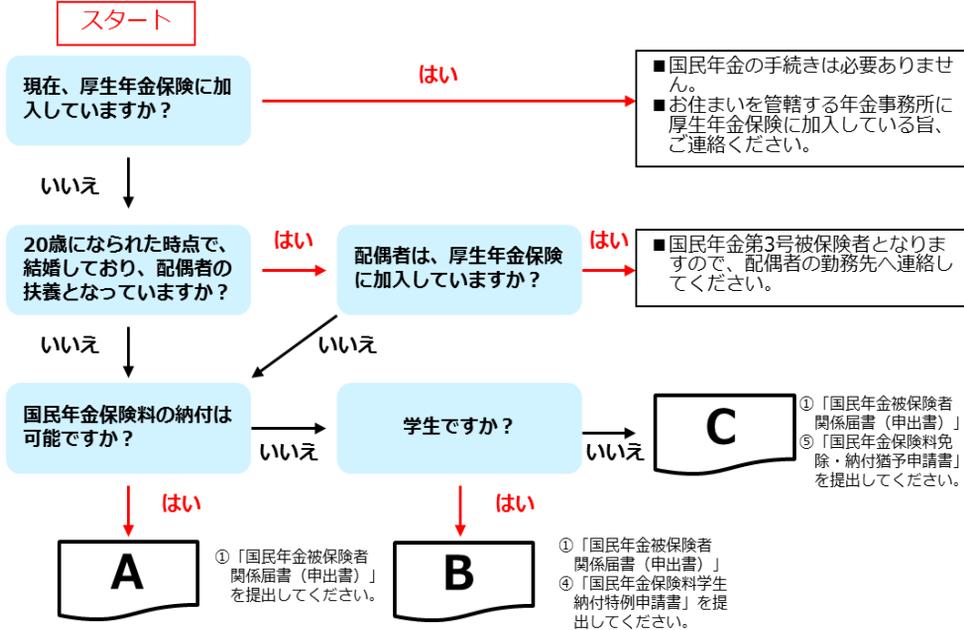
**学生納付特例制度や納付猶予制度は、「国民年金被保険者関係届書（申出書）」と同時に申請することができます。**

- 「国民年金保険料学生納付特例申請書」や「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」は、市（区）役所または町村役場、年金事務所ですぐ入手できるほか、日本年金機構のホームページからダウンロードできます。
- 学生納付特例制度、納付猶予制度は、申請期間が定められています。  
平成30年4月分から平成31年3月分の学生納付特例制度の申請できる期間は平成30年4月から2年後の5月末まで（申請時点の2年1カ月前の月分まで）です。  
申請が遅くなると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、年金を受けとることができなくなることがありますので、すみやかに申請してください。
- 学生納付特例制度等の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付したときに比べ、将来受けとる老齢年金額が少なくなります。  
承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば、あとから納めること（追納）ができます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合、承認当時の保険料に経過期間に応じた加算額がプラスされます。

**保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受けとることができない場合があります。また、保険料には学生納付特例制度、納付猶予制度の他、免除制度があります。手続き方法を含め、詳しくはお近くの年金事務所へご相談ください。**

## 20歳になられた方に必要な国民年金の手続きをご案内します。

※スタートから、該当する方向（はい/いいえ）へ進み、A、B、Cのうち、あなたが該当する手続きをお願いします。



### A、B、C別提出書類

①「国民年金被保険者関係届書（申出書）」を提出。（A、B、C共通）

#### **A** 保険料納付希望の方

①国民年金被保険者関係届書（申出書）

※付加保険料納付を希望される場合は、国民年金被保険者関係届書（申出書）にてお申し出ください。（任意）

②国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書 (任意)

※口座振替を希望される場合

または

③国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書(任意)

※クレジットカード納付を希望される場合

#### **B** 学生（納付特例）の方

①国民年金被保険者関係届書（申出書）

+

④国民年金保険料学生納付特例申請書

+

学生証（写し）または在学証明書（原本）

#### **C** 免除・納付猶予希望の方

①国民年金被保険者関係届書（申出書）

+

⑤国民年金保険料免除・納付猶予申請書

詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせいただくか、日本年金機構ホームページをご覧ください。申請書は市（区）役所または町村役場、年金事務所で入手できるほか、日本年金機構のホームページからダウンロードできます。

<http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構  検索

介護保険料・国民健康保険料(税)・後期高齢者医療保険料・個人住民税の特別徴収担当課へ、ぜひ回覧くださいますようお願いいたします。

## 公的年金からの介護保険料等の特別徴収における情報交換の留意事項

平素より年金業務について、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

公的年金からの特別徴収は、特別徴収依頼通知(年次)と各種異動通知(月次)に基づき行っており、国民健康保険団体連合会、国民健康保険中央会及び地方税電子化協議会(以下「経由機関」という。)を通じて日本年金機構(以下「機構」という。)へ通知をいただいているところです。特別徴収事務をご担当される皆様に、公的年金からの特別徴収における留意事項等をご紹介いたしますので、ご活用いただきますようお願いいたします。

### 〈データ作成時の留意事項〉



#### 1. 資格喪失等通知について

特別徴収各種異動情報の資格喪失等の通知について、本来、転出等により停止とするところを誤って死亡(コード41-01)を原因とする資格喪失等通知を行うと、公的年金からの特別徴収が停止になるとともに、年金の支払いも停止となりますので、通知の際は十分ご注意ください。

#### 2. 住所地特例対象者に住所変更があった場合について

A市からB市へ転出後も、住所地特例対象者としてA市で介護保険料を特別徴収している方が再びA市へ転入した場合、機構から経由機関を通じて、A市へ特別徴収追加候補者情報「30-02(住所変更者)」を送付しています。

この情報により、国民健康保険料(税)または後期高齢者医療保険料の特別徴収を開始する場合は、特別徴収継続中の介護保険料については特別徴収追加依頼通知を「31-03(非対象者)」ではなく「31-01(対象者)」で通知くださいますようお願いいたします。

※介護保険料の特別徴収追加依頼処理結果通知は「31-51(相関性エラー)」となりますが、介護保険料の特別徴収は継続されます。

上記の例において、介護保険料の特別徴収追加依頼通知が「31-03(非対象者)」の場合、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料の特別徴収追加依頼通知が経由機関においてエラーとなりますのでご注意ください。

#### 3. 特別徴収の対象となる年金について

老齢厚生年金および老齢基礎年金を受給している65歳以上の方について、特別徴収の対象となる年金は老齢基礎年金のみです。よって、老齢基礎年金の年金額が政令で定める額(年額18万円)以上である場合に、機構から経由機関を通じて各市区町村へ特別徴収対象者通知「00-01(新規者)」または「00-02(継続者)」を送付しています。

※例年1月に送付している公的年金等支払報告書の年金額は老齢厚生年金と老齢基礎年金の合計額となっています。そのため公的年金等支払報告書の金額が、年額18万円以上の方であっても、特別徴収対象とはならない場合がありますのでご注意ください。



## 〈 データ送信時の留意事項 〉

特別徴収依頼通知（年次）および各種異動通知（月次）（以下「特別徴収依頼通知等」という。）の情報交換時において、送信漏れや操作誤り等により、経由機関に正しくデータ送信がされず、適正に特別徴収ができなくなった事象が発生しております。

過去の事例をご紹介いたしますので、十分ご留意くださいますようお願いいたします。

### 事例 1

送信時のデータ取り込み作業手順の誤り等により、経由機関に特別徴収依頼通知等データが送信されなかった。

### 事例 2

経由機関に特別徴収依頼通知等データを送信したが、送信結果の確認を失念し、受信エラーとなっていることに気付かず、正しいデータを送信できなかった。

### 事例 3

特別徴収依頼通知等のデータ作成を委託していた委託先の業者のミスにより、誤ったデータを経由機関に送信してしまった。

市区町村様におかれましては、データの取り込み作業手順の確認や経由機関へのデータ送信後の送信結果の確認についてご徹底いただくとともに、データ作成等を委託している場合は、委託業者への注意喚起や委託業者が作成したデータの確認を複数人で行うなどチェック体制を強化していただきますようお願いいたします。

中でも、**特別徴収依頼通知（年次）**の情報交換は、1年間の特別徴収の実施の可否や徴収金額をお知らせいただく大変重要な通知となります。細心の注意を払い、特別徴収依頼通知の作成及び送信を行っていただきますようお願いいたします。

**データの送信漏れ等により、機構において特別徴収依頼通知が収録できなかった場合、その対象者については当該年度の特別徴収を行うことができず、普通徴収でご対応いただくこととなります。**

## 介護保険料等特別徴収にかかる情報交換に関する市区町村様からのお問合せ先

日本年金機構 年金給付部 給付業務調整室 給付業務調整グループ 03-5344-1100（代表）  
※年金受給権者様からのお問合せ先は、お近くの年金事務所または年金ダイヤル（0570-05-1165）をご案内願います。

日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp>）に特別徴収に関するQ&Aを掲載しています。  
年金受給者の方がインターネットをご利用可能であれば、ぜひご案内ください。  
トップページ⇒上部メニュー「年金Q&A」⇒「年金の受給」⇒「全てに共通する制度」⇒「年金からの介護保険料などの徴収」

## 平成30年度「わたしと年金」エッセイを募集しています！

(相談・サービス推進部)

日本年金機構では、市（区）役所または町村役場をはじめ関係機関・関係団体の協力のもと、地域に根ざした公的年金制度の周知・啓発活動を「地域年金展開事業」と位置付け、積極的に実施しているところです。

その一環として、広く国民の皆さまに公的年金制度との関わりをあらためて考えていただく機会として、「わたしと年金」をテーマに、応募者ご自身やご家族との公的年金制度の関わりや、公的年金の大切さなどに関するエッセイを募集しています。

募集した作品の中から厳正な審査のうえ、優れた作品について、厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、その他各賞を選定し、受賞者の方に表彰状の授与や記念品を贈呈するほか、作品を日本年金機構ホームページへ掲載します。

また複数年にわたり、ご協力をいただいている教育機関に対する感謝状の授与を行い、幅広く長期にわたり、年金に思いを馳せていただくための取組をおこなっております。

「わたしと年金」エッセイの募集にあたっては、専用のポスターやリーフレットを用意しています。

募集期間中のポスター掲載やリーフレットの設置について、是非ともご理解とご協力をお願いします。



「わたしと年金」  
エッセイ  
募集中

世代を**超**える。  
今だからこそ、伝えたい。

### ●主催、後援

主催：日本年金機構

後援：厚生労働省、文部科学省、全国高等学校長協会、全国都道府県教育委員会連合会

### ●応募資格

一般、学生・生徒（中学生以上）

### ●応募締切

平成30年9月14日（金）当日消印有効

### ●提出先

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

日本年金機構 相談・サービス推進部

サービス推進グループ「わたしと年金」担当



日本年金機構

検索

<http://www.nenkin.go.jp>

※ 詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。



## マイナンバーによる手続きが開始されました

平成30年3月5日から、市区町村及び年金事務所の窓口では、国民年金の加入手続きや国民年金保険料の免除の申請、老齢基礎年金の請求の手続きがマイナンバーを使用して行えるようになりました。

マイナンバーで手続きを行う時は、マイナンバーカード等のマイナンバーが確認できる書類、本人の身元が確認できる書類を市区町村又は年金事務所の窓口に表示する必要がありますので、確認ができる書類を窓口を持参してください。

※マイナンバーの記載が困難な場合は、引き続き基礎年金番号を使用して各種手続きを行うこともできます。

※国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書等、一部マイナンバーを使用できない手続きもあります。



## マイナンバーで手続きを行う際は、以下の書類を持参してください

### 【本人が年金相談・届出等を行う場合】

本人のマイナンバー、身元が確認できるマイナンバーカードを持参してください。

※マイナンバーカードをお持ちでない方は、①のマイナンバーが確認できる書類、②の身元が確認できる書類、の両方を持参してください。

- ①通知カード、個人番号が記載された住民票の写し
- ②運転免許証、旅券（パスポート）、在留カード等

### 【代理人の方が年金相談・届出等を行う場合】

本人のマイナンバーが確認できるマイナンバーカードの写し（コピー）、代理権が確認できる委任状等、代理人の方の身元が確認できる書類、の3種類を持参してください。

※マイナンバーカードが確認できる書類、身元が確認できる書類は、ご本人が手続きを行う場合の書類と同じです（上記①及び②をご確認ください）。

※その他の確認書類の詳細は、市区町村担当窓口又は最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

## 年金受給権者の氏名変更届の届出が原則不要となりました

平成30年3月5日から、日本年金機構が住民基本台帳ネットワークの情報を基に年金受給権者の方の氏名変更を行うことにより、年金受給権者の方の氏名変更届の届出が原則不要となりました。

年金受給権者の方が氏名を変更した時は、日本年金機構から、変更後の氏名の年金証書への交換や年金振込先金融機関の口座名義の変更手続きをご案内する「氏名変更のお知らせ」が送付されますので、必要な手続きを行ってください。

※日本年金機構でマイナンバーが未収録となっている方や、海外居住等でマイナンバーが指定されていない方は、引き続き氏名変更届の届出が必要です。

※日本年金機構のマイナンバーの収録状況は、「ねんきんネット」から確認することができます。

## 国民年金保険料は口座振替がお得です！

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。

口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される「早割制度」や、現金納付よりも割引額が多い「6か月前納」、「1年前納」、「2年前納」もあり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し出ください。

## 納付書での支払ならPay-easy(ペイジー)が便利です！

Pay-easy(ペイジー)なら、自宅や外出先から、夜間や休日でも納付ができ、便利です。

納付書の左側に記載されている「収納機関番号」、「納付番号」、「確認番号」をPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキングまたはモバイルバンキングの画面に入力するだけで納付できます。

ただし、コンビニエンスストア内に設置されている複数の銀行に対応しているATMでは利用できませんのでご注意ください。

## 地域の独自情報

## 編集後記

夏といえば、花火ですね。全国各地で開催される花火大会に向けて豆知識を一つ。ドーンと轟き、大輪を咲かせる直前の「ヒュ〜〜〜♪」というあの音。打ち上げられる時に、空気を切り裂いて発生する音かと思いきや、期待感を高めるために、わざと付けられた効果音なんだそう。確かにあの音が長くなるほど、期待が膨らみますよね。さて、「かけはし」は、これからも皆様方のご意見・ご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

